「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正案に関するパブリックコメントの結果について

2025年 4 月 11日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正案について、2025年２月18日（火）から2025年３月19日（水）までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（１件）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
1	―	信託受益証券をJ-Ships制度に組み入れることは、説明資料にて拝見いたしました。信託財産の内容としては、現時点で利用が想定されるものとして、「有価証券」と「不動産」に限定して規定を整備する。とあります。 不動産を信託財産とする信託受益証券をセキュリティ・トークン化した場合、現行PTSで取り扱いが開始されている制度との目的の違いを確認させてください。 現行のPTS取扱いの不動産セキュリティ・トークンは小口の一般投資家対象であり、J-Ships制度によるものとは、転売可能性やディスクロージャーのレベルや方法が異なるため、対象投資家層や投資目的が異なることで、すみわけるものとの理解で良いでしょうか。	今回の規則改正は、特定投資家のみを対象にした勧誘制度である特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）に、新たに受益証券発行信託の信託受益証券を追加するものです。したがって、一般投資家等を対象にした既存の公募の不動産を信託財産とする受益証券発行信託の信託受益証券や同証券のセキュリティ・トークンとは、対象投資家層などが異なります。

以　上